

2019年度 事業計画書

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

(本部事務局) 東京都江東区亀戸6丁目54番5号 小川ビル2階

(仙台事務局) 宮城県仙台市青葉区本町1丁目13番24号 錦ビル7階

(関西事務局) 兵庫県西宮市甲風園1丁目3番12号 カミヤビル3階

<事業構成>

■公益目的事業

児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

当事業は、次の1～5で構成される。

1. 被保護世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
2. 東日本大震災被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
3. 大規模災害被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
4. 大阪市塾代助成事業(学校外教育バウチャー事業)の業務運営
5. 児童等に対するアドバイザーの派遣

■収益事業等

子ども・若者及びその家族への支援を行う団体等に対する事業運営サポート

1. 尼崎市におけるバウチャー提供事業の運営支援

※学校外教育バウチャーとは、当法人が児童等に提供する学習塾や文化・スポーツ教室等の学校外教育サービスに使徒を限定した利用券(補助金)を指す。(以下、「バウチャー」という用語も同一の意味とする)

※児童等とは、小学生から高校生までの児童生徒を指す。

<事業内容>

■公益目的事業

児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

1. 被保護世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1)目的

経済的に困難な児童等に対して、学校外教育バウチャーを提供し、児童等の教育機会を保障することで将来の自立に寄与し、教育格差の解消を目指す。

(2)対象

関西地域に居住する生活保護受給世帯のうち、次のいずれかの者

(ア)小学生から高校生もしくはそれに準ずる学校に属する児童等、又は高等学校卒業程度認定試験を受験する者

(イ)2018年度の利用者で、高等教育機関もしくは就職等を目指して学習を行う高等学校卒業生、又は高等学校卒業程度認定試験合格者

※関西地域とは、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県の2府4県を指す。

(3)利用予定人数

40名(見込み)

・2018年度からの継続利用者:約29名(現在審査中のため見込み)

・2019年度からの新規利用者:約11名(利用者決定前のため見込み)

(4)利用者決定方法

①2019年度からの新規利用者

・公募により申込みを受け、各学年の採択率(採択人数/応募人数)が同等になるように利用者を

選定する。ただし、受験生(中学3年生・高校3年生)に提供総額の50%程度のバウチャーが配分されるよう設定する。

・審査は、当法人職員が実施し、常務会が利用者を決定する。

②2019年度利用者(2020年度継続分)

・利用者全員に意思確認を行い、次の基準で審査を実施する。

・審査は、当法人職員が実施し、常務会が利用者を決定する。

(ア)生活保護受給状況

申請日時点において、当該児童等の保護者が生活保護法の被保護者であること。

(イ)バウチャー利用状況

・新規利用者 2019年度バウチャー利用率が25%以上であること、又は3か月以上バウチャーを利用してサービスを受けていること

・継続利用者 2019年度バウチャー利用率が50%以上であること、又は6か月以上バウチャーを利用してサービスを受けていること

また、当基準を満たさない者のうち常務会又は理事会が認める者は、「(ア)生活保護受給状況」のみで審査を行う。

※バウチャー利用率(バウチャー利用額/バウチャー給付額)

(5)バウチャー給付額

①総額

8,200,000円(見込み)

<参考:バウチャー給付額の計算式>

A	2018年4月から2019年3月の指定寄付金見込額の70%	8,777,027円×70%=6,143,919円
B	2018年4月から2019年3月の全国寄付金見込額の70%のうち、西日本使用分(8%)	32,981,150円×70%×8% =1,848,000円
C	過年度未使用バウチャー額(2017年度未使用額)	205,722円
D	A+B+C	8,197,641円
E	Dの端数処理(5万円単位に切り上げ)	8,200,000円

※バウチャー給付割合は、当該年度寄付総額の65%以上に設定している。

②1人当たりの給付額

小学生	150,000円
中学1・2年生 / 高校1・2年生	200,000円
中学3年生 / 高校3年生	300,000円

(6)バウチャー利用期間

・2018年度からの継続利用者 2019年4月1日から2020年3月31日

・2019年度からの新規利用者 2019年7月1日から2020年3月31日

(7)バウチャー利用先

・バウチャーの利用が可能な学校外教育サービスについては、次の通りである。

・利用者は、登録された学校外教育機関でのみバウチャーを利用することができる。

・登録事業者は、50事業者230教室・事業所である。(2019年2月25日時点)

教科学習	学習塾・予備校・家庭教師・通信教育など
体験活動	キャンプ・野外活動・社会体験など
スポーツ活動	サッカー教室・スイミングスクール・スポーツクラブなど
文化活動	ピアノ教室・音楽教室・絵画教室など
習い事	習字・そろばん・パソコン教室・外国語教室など

(8)実施スケジュール

①2019年度からの新規利用者

- ・2019年 4月 8日 新規利用者募集開始
- ・2019年 5月 26日 新規利用者募集締切
- ・2019年 7月 9日 利用者決定(常務会による議決)
- ・2019年 7月 12日 バウチャー提供、利用開始
- ・2020年 3月 31日 バウチャー利用有効期限

※バウチャーは7月1日から遡及して利用可能とする。

②2019年度利用者(2020年度継続分)

- ・2020年 1月 10日 継続利用案内書類送付
- ・2020年 3月 10日 継続利用者決定(常務会による議決)
- ・2020年 3月 30日 バウチャー提供
- ・2020年 4月 1日 バウチャー利用開始
- ・2021年 3月 31日 バウチャー利用有効期限

2. 東日本大震災被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1)目的

東日本大震災により経済的に困難な状態となった児童等に対して、学校外教育バウチャーを提供し、生徒の教育機会を保障することでその成長を支え、被災地の長期的復興に寄与する。

※保護者の養育が十分でない等の理由で、利用申請ができない子どもにバウチャーを提供することを目的に、東日本バウチャー随時枠(以下、「随時枠」)を設置する。

※不登校児童等を対象に、支援機関・教育機関と連携したバウチャー提供及び利用促進を行うことを目的に、東日本バウチャー不登校児童等支援枠(以下、「不登校児童等支援枠」)を設置する。

※一般の給付申請方式は「一般枠」と記載する。

(2)対象

i. 一般枠

東日本大震災で被災した者のうち、次の2点の要件を満たす者を対象とする。

①児童等が属する世帯の所得が理事会の定める所得基準以下であること。又は申請日時点において、当該児童等の保護者が生活保護法の被保護者であること。

②次のいずれかの者

(ア)小学生から高校生もしくはそれに準ずる学校に属する児童等、又は高等学校卒業程度認定試験を受験する者

(イ)2018年度の利用で、高等教育機関もしくは就職等を目指して学習を行う高等学校卒業生、又は高等学校卒業程度認定試験合格者

ii. 随時枠

東日本大震災で被災し、かつ理事会が定める地域に居住している者のうち、次の2点の要件を満たす者を対象とする。

- ①小学校、中学校、高等学校又はそれに準ずる学校に属する児童等であること。
- ②児童等の保護者が、生活困窮者自立支援法で定める生活困窮者であること。

iii. 不登校児童等支援枠

東日本大震災で被災した者のうち、次の2点の要件を満たす者を対象とする。

- ①常務会が定める指定機関から不登校状態が証明された中学生であること。
- ②当該児童等が属する世帯の所得が理事会の定める基準以下であること。又は当該児童等の保護者が、申請日時点において生活保護法の被保護者であること。

(3)利用予定人数

i. 一般枠

371名(見込み)

- ・2018年度からの継続利用者:約318名(現在審査中のため見込み)
- ・2019年度からの新規利用者:約53名(利用者決定前のため見込み)

ii. 随時枠

15名(見込み/2019年度からの新規利用者)

iii. 不登校児童等支援枠

20名(見込み)

- ・2018年度からの継続利用者:2名(現在審査中のため見込み)
- ・2019年度からの新規利用者:18名(利用者決定前のため見込み)

(4)利用者決定方法

i. 一般枠

①2019年度からの新規利用者

- ・公募により申込みを受け、次の所得基準を応募要件として各学年の採択率(採択人数/応募人数)が同等になるように利用者を選定する。ただし、受験生(中学3年生・高校3年生)に提供総額の50%程度のバウチャーが配分されるよう設定する。
- ・審査は、当法人職員が実施し、常務会が利用者を決定する。

①2019年度からの新規利用者

(ア)世帯所得状況

2017年の世帯所得の合計額が次の所得基準以下であること。又は申請日時点において、当該児童等の保護者が生活保護法の被保護者であること。

■所得基準

世帯人数	所得金額
2人	1,710,000円
3人	2,158,000円
4人	2,580,000円
5人	2,932,000円

※住民票記載の世帯員の内、2019年3月31日時点で20歳以上の世帯員の所得金額の合計額

②2019年度利用者(2020年度継続分)

- ・利用者全員に意思確認を行い、次の基準で審査を実施する。
- ・審査は当法人職員が実施し、常務会が利用者を決定する。

(ア)所得状況

2018年の世帯所得の合計額が次の所得基準以下であること。又は申請日時点において、当該児童等の保護者が生活保護法の被保護者であること。

■所得基準

世帯人数	所得金額
2人	2,052,000円
3人	2,589,600円
4人	3,096,000円
5人	3,518,400円

※住民票記載の世帯員の内、2020年3月31日時点で20歳以上の世帯員の所得金額の合計額

(イ)バウチャー利用状況

- ・新規利用者 2019年度バウチャー利用率が25%以上であること、又は3か月以上バウチャーを利用してサービスを受けていること
- ・継続利用者 2019年度バウチャー利用率が50%以上であること、又は6か月以上バウチャーを利用してサービスを受けていること

また、当基準を満たさない者のうち常務会又は理事会が認める者は、「(ア)所得状況」のみで審査を行う。

※バウチャー利用率(バウチャー利用額/バウチャー給付額)

ii. 随時枠

- ・先着順で利用者を決定する。ただし、給付額を超過する場合において複数の申請が同時に行われた場合には、抽選により利用者を決定する。
- ・審査は当法人職員が実施し、常務会が利用者を決定する。

iii. 不登校児童等支援枠

- ・次の所得基準を応募要件とし、先着順で利用者を決定する。
ただし、給付額を超過する場合において複数の申請が同時に行われた場合には、抽選により利用者を決定する。
- ・審査は当法人職員が実施し、常務会が利用者を決定する。

■所得基準

2017年又は2018年の世帯所得の合計額が次の金額以下であること。又は申請日時点において、当該児童等の保護者が生活保護法の被保護者であること。

(ただし、当該年の所得が基準を満たさない者のうち、主たる生計維持者の死亡、失業、保護者の離婚等で、2019年の所得が下記金額を下回ることが明らかな場合も含む。)

世帯人数	所得金額
2人	2,565,000円
3人	3,237,000円
4人	3,870,000円
5人	4,398,000円

※住民票記載の世帯員の内、2019年3月31日時点で20歳以上の世帯員の所得金額の合計額

(5)バウチャー給付額

i. 一般枠

①総額

85,200,000円(見込み)

<参考:バウチャー給付額の計算式>

A	2018年4月から2019年3月の指定寄付金見込額の75%	$64,239,020円 \times 75\% = 48,179,265円$
B	2018年4月から2019年3月の全国寄付金見込額の70%のうち、東日本使用分(92%)	$32,981,150円 \times 70\% \times 92\% = 21,239,861円$
C	過年度未使用バウチャー額(2017年度未使用額)のうち一般枠使用分	10,660,633円
D	A+B+C	80,079,759円
E	Dの端数処理(5万円単位に切り上げ)	80,100,000円

※バウチャー給付割合は、当該年度寄付総額の65%以上に設定している。

②1人当たりの給付額

小学生	150,000円
中学1・2年生 / 高校1・2年生	200,000円
中学3年生 / 高校3年生	300,000円

ii. 随時枠

①総額

2,200,000円

②1人当たりの給付額

小学生	月12,000円×利用期間分
中学1・2年生 / 高校1・2年生	月16,000円×利用期間分
中学3年生 / 高校3年生	月24,000円×利用期間分

iii. 不登校児童等支援枠

①総額

4,200,000円

②1人当たりの給付額

中学1・2年生	月20,000円×利用期間分
中学3年生	月30,000円×利用期間分

(6)バウチャー利用期間

i. 一般枠

- ・2018年度からの継続利用者 2019年4月1日から2020年3月31日
- ・2019年度からの新規利用者 2019年7月1日から2020年3月31日

ii. 随時枠

2019年4月～2020年3月の随時

iii. 不登校児童等支援枠

2019年4月～2020年3月の随時

(7)バウチャー利用先

- ・バウチャーの利用が可能な学校外教育サービスについては、次の通りである。
- ・利用者は、登録された学校外教育機関でのみバウチャーを利用することができる。
- ・登録事業者数は、245事業者860教室・事業所である。(2019年2月25日時点)

教科学習	学習塾・予備校・家庭教師・通信教育など
体験活動	キャンプ・野外活動・社会体験など
スポーツ活動	サッカー教室・スイミングスクール・スポーツクラブなど
文化活動	ピアノ教室・音楽教室・絵画教室など
習い事	習字・そろばん・パソコン教室・外国語教室など

(8)実施スケジュール

i. 一般枠

①2019年度からの新規利用者

- ・2019年 4月 8日 新規利用者募集開始
- ・2019年 5月 26日 新規利用者募集締切
- ・2019年 7月 9日 利用者決定(常務会による議決)
- ・2019年 7月 12日 バウチャー提供、利用開始
- ・2020年 3月 31日 バウチャー利用有効期限

②2019年度利用者(2020年度継続分)

- ・2020年 1月 10日 継続利用案内書類送付
- ・2020年 3月 10日 継続利用者決定(常務会による議決)
- ・2020年 3月 30日 バウチャー提供
- ・2020年 4月 1日 バウチャー利用開始
- ・2021年 3月 31日 バウチャー利用有効期限

ii. 随時枠

- ・2019年3月 ～ 2020年1月の随時 利用者募集期間
- ・2019年3月 ～ 2020年2月の随時 利用者決定(常務会による議決)
- ・2019年4月 ～ 2020年3月の随時 バウチャー利用期間

iii. 不登校児童等支援枠

- ・2019年3月 ～ 2020年1月の随時 利用者募集期間
- ・2019年3月 ～ 2020年2月の随時 利用者決定(常務会による議決)
- ・2019年4月 ～ 2020年3月の随時 バウチャー利用期間

3. 大規模災害被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1) 目的

「平成30年7月豪雨」での被災により経済的に困難な状態となった子どもたちに対して、学校外教育バウチャーを提供し、教育機会を保障するとともに被災地の復興に寄与する。

(2) 対象

「平成30年7月豪雨」で被災した者のうち、次の3つの要件を満たす者を対象とする。

- ①「平成30年7月豪雨」発生時点で岡山県に居住していた者
- ② 2019年4月時点で中学3年生、高校3年生であること

※2019年度又は2020年度に「高等学校卒業程度認定試験」を受験する者、高等専門学校3年生の者は対象に含む

- ③生徒が属する世帯の2017年所得が下記の所得基準以下であること。

または申請日時点において、当該生徒の保護者が生活保護法の被保護者であること。

■ 所得基準

世帯人数	所得金額
2人	2,874,000円
3人	3,444,000円
4人	4,014,000円
5人	4,584,000円

※住民票記載の世帯員の内、2019年3月31日時点で20歳以上の世帯員の所得金額の合計額

(3) 利用予定人数

30名(見込み)

(4) 利用者決定方法

- ①2018年度からの継続利用者

なし

- ②2019年度からの新規利用者

- ・公募により申込みを受け、申込者全員に次の基準で審査を実施する。
- ・審査は当法人職員が実施し、常務会が利用者を決定する。

■ 審査基準

次のア・イの合計点により利用者を選定する。また、同点の場合は抽選により決定する。

ア:2017年所得(満点:10点) ※基準:岡山市就学援助額の1.5倍

就学援助倍率	点	所得基準額(3人世帯の場合)
—	10点	生活保護受給世帯
1.0以下	5点	2,296,000円以下
1.0超 1.5以下	0点	2,296,000円超 3,444,000円以下
1.5超	応募資格なし	3,444,000円超

イ:平成30年7月豪雨での被災(満点:18点)

人的被害		住家全壊	住家大規模 半壊・半壊	一部損壊 被害なし
		(5)	(3)	(0)
① 生計維持者の死亡又は行方不明	(10)	15点	13点	10点
② 生計維持者以外の保護者の死亡又は行方不明	(3)	8点	6点	3点
③ ①かつ②	(13)	18点	16点	13点
④ その他の被害又は被害なし	(0)	5点	3点	

(5) バウチャー給付額

① 総額

4,500,000円(見込み)

<参考:バウチャー給付額の計算式>

A	2018年8月から2019年1月の指定寄付金の80%	6,663,413円×80%=5,330,704円
B	過年度未使用バウチャー(大規模災害支援未使用額)	1,186,751円
C	2018年度既提供額	2,100,000円
D	2019年度提供額(A+B-C)	4,417,455円
E	Dの端数処理(15万円単位に切り上げ)	4,500,000円

※バウチャー給付割合を当該年度寄付総額の80%以上に設定している。

② 1人当たりの給付額

150,000円

(6) バウチャー利用期間

2019年4月1日から2020年3月31日

(7) バウチャー利用先

- ・バウチャーの利用が可能な学校外教育サービスについては、次の通りである。
- ・利用者は、登録された学校外教育機関でのみバウチャーを利用することができる。
- ・登録事業者数は、29事業者43教室・事業所である。(2019年2月25日時点)

教科学習	学習塾・予備校・家庭教師・通信教育など
体験活動	キャンプ・野外活動・社会体験など
スポーツ活動	サッカー教室・スイミングスクール・スポーツクラブなど
文化活動	ピアノ教室・音楽教室・絵画教室など
習い事	習字・そろばん・パソコン教室・外国語教室など

(8)実施スケジュール

- ・2019年 2月 1日 新規利用者募集開始
 - ・2019年 3月 15日 新規利用者募集締切
 - ・2019年 4月 16日 利用者決定(常務会による議決)
 - ・2019年 4月 23日 バウチャー提供、利用開始
 - ・2020年 3月 31日 バウチャー利用有効期限
- ※バウチャーは4月1日から遡及して利用可能とする。

4. 大阪市塾代助成事業(学校外教育バウチャー事業)の業務運営

(1)事業の概要

塾代助成事業は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、中学生の学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室等の学校外教育にかかる費用を助成する事業である。

(2)事業の期間

2019年4月1日から2020年3月31日

(3)事業の対象者

大阪市内に居住している中学生を養育する者で、養育者とその配偶者の合計所得が、市が定める所得制限限度額未満の者 ※対象者数は約30,000人。

(4)業務の概要

- ①1ヶ月あたり1万円を上限に利用できる「塾代助成カード」(以下「カード」という。)を保護者の申請により交付する。
- ②市が定める参画事業者(当事業への登録を受けた学習塾等)の対象要件の考え方に基づいて、参画事業者を公募及び登録するとともに、利用生徒の選択による学校外教育サービスの受講に供する。
- ③参画事業者からのカード利用にかかる請求情報をまとめ、請求データを大阪市に提出する。なお、参画事業者への学校外教育サービス提供に対する支払いは、1ヶ月ごとの利用実績に応じて、大阪市より参画事業者に対して行う。
- ④制度運営上の問題点等を検証するとともに、利用者や参画事業者へのアンケートやヒアリングなどの実施・分析等も踏まえ、大阪市に対して当事業における課題及びその解決策等を提示する。
- ⑤利用者及び参画事業者の情報管理、利用状況管理並びに参画事業者への支払情報管理を行う。

(5)業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用者募集」、「カード交付申請受付」、「交付・不交付決定通知」、「カード使用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」、「異動情報確認」、「カード交付申請内容変更」及び「統計資料作成」からなる。

②参画事業者関係業務

参画事業者関係業務は、「参画事業者募集」、「参画事業者登録申請受付」、「登録(受理・不受理)通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・参画事業者サポート」、「参画事業者情報管理」、「参画事業者訪問調査」、「参画事業者口座情報管理」、「参画事業者登録取消」、「参画事業者登録事項変更」及び「統計資料作成」からなる。

③カード関係業務

カード関係業務は、「カード作成」、「カード再交付」、「カード利用額に係る請求」、「参画事業者支払」、「利用明細通知」、「カード利用情報管理」及び「統計資料作成」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「参画事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

(6)事業実施団体等

①事業実施

大阪市

②業務運営受託事業者

大阪市塾代助成事業凸版・CFC共同事業体

(代表者)凸版印刷株式会社 (構成員)公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

5. 児童等に対するアドバイザーの派遣

(1)概要

大学生等のボランティア(以下、ブラザー・シスターという。)が、学校外教育バウチャーの提供を行った児童等のうち、常務会が定める基準に該当する者に対して、学習・進路の相談業務やバウチャー利用に関する助言を行う。

(2)支援内容

①学習・進路相談

ブラザー・シスターは、児童等の学習や進路の相談に応じ、選択肢を拡げるように努める。

②進路等の情報提供

ブラザー・シスターは、児童等に対して奨学金や進学・就職等の情報を提供する。

③バウチャー利用促進

ブラザー・シスターは、児童等の希望に応じてバウチャー利用先について助言し、バウチャー利用の促進を図る。

(3)頻度・時間

1人の児童等に対して、月に1回30分から1時間程度

(4)実施地域

- ・電話による支援の場合 当法人仙台事務局
- ・面談による支援の場合 宮城県仙台市、石巻市等の公共施設等

(5)サポート体制

対人援助、心理、教育等の専門家が、児童等と関わるうえで必要なスキル・知識等を研修し、ブラザー・シスターの活動をサポートする。（※専門家等は、最終ページ参照）

①養成研修(年1回実施)

専門家によるコミュニケーション・スキル、子どもの貧困・人権、進路・学習情報等に関する講義を行い、ブラザー・シスターを養成する。

②定期研修(年3回実施)

ブラザー・シスターは、児童等との関わりで生じた悩みや問題点を専門家や他のブラザー・シスターと共有し、助言や情報提供を受ける。

■収益事業

子ども・若者及びその家族への支援を行う団体等に対する事業運営サポート

1. 尼崎市におけるバウチャー提供事業の運営支援

(1)事業の概要

本事業は、一般社団法人Collective for Childrenが経済的困窮状態にある家庭の子ども、若者(以下、子ども等という。)及びその保護者を対象に提供する、教育・生活支援バウチャーの処理業務を代行して行うものである。

(2)事業の期間

2019年4月1日から2020年3月31日

(3)事業の対象者

生年月日が「1999年4月2日以降の者」で、申込時点で尼崎市内に居住している一定所得以下の者
※ただし、高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校(4年生・5年生))に在籍している者を除く

(4)給付予定人数

300名(見込み)

(5)バウチャー給付額

下記金額を利用決定時に一括給付

未就学児	240,000 円
小学生	144,000 円
中学 1・2 年生／高校 1・2 年生	192,000 円
中学 3 年生／高校 3 年生	288,000 円
生年月日が 1999 年 4 月 2 日～2004 年 4 月 1 日 までの者で高校等に在学していない者	288,000 円

(6)バウチャー利用期間

2019年4月1日から2020年3月31日

(7)バウチャー利用先

対象者に合わせた学習、生活支援等のサービス

(8)業務内容

事業者からのバウチャー及び利用にかかる請求情報をまとめ、請求データを事務局に提出する。
事業者への支払いは事務局が行う。

(9)事業実施等

(実施主体) 一般社団法人Collective for Children
(業務運営) 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン他
(助 成) 公益財団法人日本財団

<外部アドバイザー・専門家等>

- ・ 阿部 裕二 (東北福祉大学総合福祉学部 教授)
- ・ 小林 純子 (特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ 代表理事)
- ・ 駒崎 弘樹 (特定非営利活動法人フローレンス 代表理事)
- ・ 佐藤 宏平 (山形大学地域教育文化学部 准教授)
- ・ 佐藤 利憲 (福島県立医科大学看護学部 講師)
- ・ 高橋 聡美 (防衛医科大学校医学教育部 教授)
- ・ 武井 敦史 (静岡大学大学院教育学研究科 教授)
- ・ 田村 太郎 (一般財団法人ダイバーシティ研究所 代表理事)
- ・ 出村 和子 (社会福祉法人仙台いのちの電話 理事)
- ・ 苫野 一徳 (熊本大学教育学部 准教授)
- ・ 長尾 文雄 (特定非営利活動法人ブレインヒューマニティー 顧問)
- ・ 西田 正弘 (特定非営利活動法人子どもグリーンフサポートステーション 代表理事)
- ・ 半羽 利美佳 (武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 准教授)
- ・ 村田 治 (関西学院大学学長／あしなが育英会 副会長)
- ・ 望月 優大 (株式会社コモンセンス 代表取締役)
- ・ 門馬 優 (特定非営利活動法人 TEDIC 代表理事)